

平成 23 年 12 月 8 日
社団法人投資信託協会

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」
の一部改正について

1. 改正の目的

受益者の解約時に実績報酬を徴収する単位型投資信託において収益分配可能額の算出のための「配当等収益額計算書」に定める経費の計上方法を定めるため、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正を行う。

2. 主な改正の内容

- ① 受益者の解約時に実績報酬を徴収するファンドの場合、当該実績報酬を経費に含めないことを明確にする。

(投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則
別紙様式第 1 号 記載上の注意 (3))

- ② その他、所要の整備を行う。

(同細則別紙様式第 1 号 記載上の注意 (2)、(3))

3. 実施日

平成 24 年 7 月 1 日から実施するものとし、実施日以降新たに設定する証券投資信託より適用するものとする。ただし、実施日前に設定した証券投資信託について、改正後の規定を適用することを妨げない。